

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

また、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（平成19年5月16日法律第48号）が平成19年5月に制定された。このことを受け、地方公共団体が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援するため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を創設した。

加えて、全国の農山漁村の現場における農業者をはじめとする関係者との意見交換等を踏まえ、平成19年11月に農林水産副大臣を本部長とする「農山漁村活性化推進本部」で、「農山漁村活性化のための戦略」をと

りまとめ、政府全体の活性化策である「地方再生戦略」に反映した。この「農山漁村活性化のための戦略」に即して、①地域の活性化の推進役となる人材への直接支援、②祭りや伝統文化の保全・復活等、農山漁村集落の再生への支援、③「子ども農山漁村交流プロジェクト」等、都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化、④農業と商工業との連携等、各省連携による取組などを推進している。

特に「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、総務省・文部科学省等と連携して、将来的に、全国の小学生全員（1学年規模120万人）が、農山漁村を訪れ、1週間程度の宿泊体験活動を行うことを目指している。

また、「立ち上がる農山漁村」（総理、農林水産大臣等が出席する有識者会議）や「オーライ！ニッポン」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）等の優良事例について、シンポジウムの開催等を通じ広く国民に向けた情報発信を行うとともに、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図った。さらに、「農山漁村の郷土料理百選」や「農林漁家民宿おかあさん100選」を選定し紹介することにより、都市と農山漁村の交流を促進した。

平成19年10月に、有識者による「農村振興政策推進の基本方向」研究会を農村振興局内に設置し、集落間の連携や都市との協働を進めることを基本とする政策の方向性をとりまとめ、平成19年12月に公表した。

2 中山間地域等の振興

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供等の面でも重要な役割を果たしている。

しかしながら、中山間地域は、傾斜地が多く、まとまった農地が少ないなどの制約があり、規模拡大が困難な上、定住条件の整備が立ち遅れており、農業者の高齢化による担い手の減少や耕作放棄地が増加などの実状にある。

このような中山間地域の活性化を図るため、地域の基幹産業である農業の振興を図るとともに、多様な就業機会の確保、更には都市地域に比べて立ち遅れてい

る生活環境の整備に力を入れているところである。

具体的には、農業生産活動を維持するための中山間地域等直接支払制度など、各種の事業を実施することにより、中山間地域の活性化に努めている。

(1) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等は、河川の上流域に位置し、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。中山間地域等では、傾斜地が多い等の立地特性を有し、高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施している。

ア 対象地域及び対象農用地

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域のうち、(ア)~(オ)の要件に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地

(ア) 急傾斜農用地

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 草地比率の高い地域の草地

(ハ) 市町村長が必要と認めた農用地(緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農地)

(ニ) 都道府県知事が定める基準に該当する農用地

イ 対象者及び交付額

対象農用地において集落協定等に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、対象農用地面積に、平地地域と対象農用地との生産条件の格差を基に算出した交付単価を乗じた額を交付する。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業実施主体 市町村

(イ) 予算額 21,800,000千円

また、中山間地域等直接支払交付金の交付に当たっては、平成17年度からの新たな対策における、「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を推進する」との趣旨の徹底を図るとともに、新たな対策の下での明確かつ合理的・客観的基準に基づき対象地域及び対象農用地の指定並びに適切な対象行為の確認等が確実に行われることが必要である。

このため、都道府県及び市町村に対し、交付金の交付等の適正かつ円滑な実施を促進するために必要な経費を助成する「中山間地域等直接支払推進交付金」を交付している(予算額346,375千円)。

3 特定地域の振興

(1) 山村振興対策

平成19年度における農林水産関連予算は、主な公共事業では

ア 生産基盤と生活環境の整備(1,331億24百万円(うち農業生産基盤等1,175億59百万円、漁村整備155億65百万円))

イ 地球温暖化防止等に向けた森林の整備等(2,923億42百万円)

であり、主な非公共事業では、

ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(340億88百万円の内数)

イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進(33億23百万円の内数)

ウ 強い農業づくり交付金のうち鳥獣害対策の推進(340億67百万円の内数)

エ 強い水産業づくり交付金を活用した対策の推進(87億62百万円の内数)

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)等からの資金の貸付制度を措置している。

(2) 特殊土地地帯対策

鹿児島県のシラス等災害を受けやすい特殊土地地帯の対策として、国土交通省や総務省等とともに各種施策を実施。平成19年度の農林水産業関連予算は、治山142億83百万円、農業農村整備578億73百万円である。

なお、事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

(3) 過疎地域対策

平成19年度における農林水産業関連予算は、主な公共事業では、

ア 生産基盤と生活環境の整備(1,331億24百万円(うち農業生産基盤等1,175億59百万円、漁村整備155億65百万円))

イ 地球温暖化防止等に向けた森林の整備等(2,923億42百万円)

であり、主な非公共事業では、

ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(340億88百万円の内数)

イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進(33億23百万円の内数)

ウ 強い農業づくり交付金のうち鳥獣害対策の推進(340億67百万円の内数)

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度や農林漁業振興のための農林漁業金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)等からの資金の貸付制度を措置している。

(4) 豪雪地帯対策

平成19年度における豪雪地帯対策に関する農林水産業関連予算は、農業関係2,261億4百万円、林業関係704億87百万円、水産業関係512億89百万円である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

(5) 半島振興対策

平成19年度における農林水産業関連予算は、主な公共事業では、生産基盤と生活環境の整備(1,331億24百万円(うち農業生産基盤等1,175億59百万円、漁村整備155億65百万円))であり、主な非公共事業では、

ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(340億88百万円の内数)

イ 森林づくり交付金を活用した対策の推進(33億23百万円の内数)

ウ 強い農業づくり交付金のうち鳥獣害対策の推進(340億67百万円の内数)

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じているほか、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備の都道府県による代行制度を措置している。

(6) 離島振興対策

平成19年度における離島振興対策に関する農林水産業関連予算は、公共事業では、

ア 国土保全関係(29億56百万円(うち治山16億73百万円、農地海岸1億27百万円、漁港海岸11億56百万円))

イ 産業基盤整備(385億59百万円(うち農業農村整備82億71百万円、森林整備14億21百万円、水産基盤整備288億67百万円))

であり、主な非公共事業では、

ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(340億88

百万円の内数)

イ 離島漁業再生支援交付金(17億25百万円)である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

(7) 奄美群島振興対策

平成19年度における奄美群島振興対策に関する農林水産業関連予算は、公共事業では、

ア 国土保全関係(4億66百万円(うち治山2億25百万円、農地海岸1億56百万円、漁港海岸85百万円))

イ 産業基盤整備(147億53百万円(うち農業農村整備125億76百万円、森林整備5億47百万円、水産基盤整備16億30百万円))

であり、非公共事業では、

ア さとうきび生産対策(340億67百万円の内数)

イ 植物防疫対策(特殊病害虫特別防除等)(25億13百万円の内数)

である。

また、各種事業の実施に対し、補助率の引き上げや採択基準の緩和等の措置を講じている。

4 農地・水・環境保全向上対策

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきている現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。

また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を平成19年度より実施している。

(1) 共同活動支援交付金

地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要

があり、これらの資源の保全向上活動に対する支援を行う。

a 対象農用地

交付金の算定対象の農用地は、農振農用地

b 対象活動

市町村と活動組織（資源の保全向上活動を実施する団体）が締結する協定に基づき、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動

c 事業実施主体

地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）

d 補助率 定額

e 予算額 25,588百万円

(2) 営農活動支援交付金

農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動に対する支援を行う。

a 対象地域

「共同活動支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域。

b 対象活動

活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下の①及び②を合わせて実施する場合に支援を行う。

① 環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組（たい肥等の有機質資材の投入、浅水代かき等の環境負荷低減の取組を、集落等の対象区域のおおむね全ての生産者が実施）

② まとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的取組（地域でまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割低減する等の先進的な取組を実施）

c 事業実施主体

地域協議会

d 補助率 定額

e 予算額 2,986百万円

また、農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るという対策の目的を達成するためには、実施に当たって、本対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

このような観点から、都道府県、市町村及び地域協議会が行う交付金の交付等を適正かつ円滑に実施する

ために必要な経費に対して助成する農地・水・環境保全向上活動推進交付金を交付している（予算額 1,712百万円）

5 都市と農村の共生・対流等の促進

(1) 広域連携共生・対流等対策交付金

都道府県域を越えて、都市と農山漁村の多様な主体が参加して行う共生・対流を一層推進する「広域連携プロジェクト」や、共生・対流の取組を実現するために必要となる施設等の整備について支援を行った。

また、身近な農業を活かし都市住民の生活向上に資するため、体験農園の全国的な普及に向けた先導的取組への支援を行った。

a 事業実施主体 農業協同組合、森林組合、漁業共同組合、農事組合法人、農業生産法人、NPO法人、公益法人、土地改良区、農山漁村等の住民の組織する団体等

b 交付率 定額

c 予算額 500,000千円

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

(地域間交流拠点の整備)

地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点、廃校・廃屋等を改修した交流施設、市民農園など農林漁業体験施設の整備を行った。

a 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、PFI事業者、NPO法人等

b 交付率 定額 (1/2以内等)

c 予算額 34,088百万円の内数

6 農村における就業・所得機会の創出等

(1) 農村地域への工業等導入の促進

「農村地域工業等導入促進法」（昭和46年法律第112号）は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者とその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。

本法に基づき、平成19年3月末現在で755市町村において8,823社が導入され、約58万人が雇用されている。

こうした工業等導入の実態を把握し、本法の適正かつ円滑な推進を図るため、「農村地域工業等導入地区管理基本調査」を実施した。

(2) 農業就業改善対策

ア 人づくりによる農村活性化支援事業

地域を教材として学び、農村の地場資源発見を行

う教育プログラムの開発により将来的に地域を支える人材の育成を支援するとともに、地方へのUJIターンを希望している都市在勤者等に対し、農村地域における地域づくりや産業振興を担う人材となるための研修を行うことにより、人間力活用による農村活性化を図る取組を実施した。

- a 事業実施主体 (財)都市農山漁村交流活性化機構
- b 補助率 定額
- c 予算額 16,882千円

イ 農村コミュニティ再生・活性化支援事業

(うち地域産業との連携の推進)

農山漁村と地域企業との連携や多様な主体の連携による新たな事業の創出など、農山漁村の地域の資源と人材を活かした取組の実施に対し支援を行った。(平成19年度実績：64地区)

- a 事業実施主体 NPO法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等
- b 補助率 1/2以内
- c 予算額 214,613千円の内数

(3) 日系農業者支援

ア 国際農業連携活性化特別対策事業

我が国及び中南米諸国等の農業者組織間の交流の活性化を通じて、中南米諸国等の日系農業者の経営の近代化を支援するとともに、双方の資源、技術、資金等を活かしたアグリビジネスの創出を支援することにより、我が国の農業活性化及び国際協調の促進を図るため、全国拓植農業協同組合連合会(JATAK)に対して136,584千円の補助金を交付した。

(ア) 農業技術開発支援事業

農業技術普及交流センターにおいて、日系農業者のニーズを踏まえた農業技術開発等を行い、開発された技術について協力普及員による普及活動を行うとともに、日系農協や農業試験場等との共同研究体制の整備を行った。

(イ) 農業技術普及交流事業

地域リーダーや青年リーダーとなりうる日系農業者の研修受入れを行うとともに、日本からの専門家派遣、異業種交流会の開催等を行った。

(ウ) 農業情報受発信事業

試験研究・技術開発成果や現地の取組事例等についての情報収集及びデータベース化を行い、現地の状況を踏まえた多様な媒体を活用して日系農

業者等に対して情報発信を行った。

(エ) 二国間農協連携促進事業

我が国農協とブラジル国日系農協等とのアグリビジネスの創出に向け、有識者による「二国間農協連携促進事業検討会」を開催し、事業化に向けた取組方針等について検討するとともに、連携事業具体化に向け、日系農協に対するヒアリング調査、輸出入制度調査等を行った。

イ 農業移住者援護事業

(財)地方農業拓植基金協会等と(社)中央農業拓植基金協会は、農業移住者等の資金調達の円滑化に資するため、その援助者の金融機関からの借入金について債務保証を行った。

(4) 外国人研修

外国人研修制度の運営の適正化を目的とし、各地方農政局等における制度研修会の開催や関係者等との意見交換等を行った。

また、受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査事業を(財)国際研修協力機構に対し、8,001千円で委託した。

事業内容は以下のとおりである。

ア 農林水産分野における外国人研修生等の受入機関を対象とした現地相談会を開催し、個々の受入機関が抱える問題等について実態把握を行った。

イ 効果的な研修の実施に向け、情報誌の発行等による普及啓発活動を実施した。

ウ 効果的な研修実施を目的とし、研修制度の適正な運営のための取組方針の明確化を行うとともに、現場の実態を踏まえた対応方向について論点の整理を行った。

第2節 農用地の確保と計画的な土地利用の推進

1 農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業の近代化に必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)が昭和44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。その後、農業振興地域における土地の計画的・効率的な利用を一層促進するため同法の一部が改正され、昭和50年7月に施行された。

昭和59年には、土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化と、活力ある農村地域社会の形成とを同時並行的に推進するために同法の一部が改正され、同年12月に施行された。

平成11年には、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保する等の観点から同法の一部が改正され、平成12年3月20日に施行された。

平成17年には農業振興地域整備計画の透明性を一層向上させる観点から同法の一部が改正され、同年9月1日に施行された。

(1) 農用地等の確保等に関する基本指針の策定

平成11年の改正により、農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針を策定することとなり、農用地等の確保に関する基本的な方向のほか、農業振興地域の指定の基準等を内容とする基本指針が平成12年3月17日に定められた。

また、平成17年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、同年11月15日に同指針の一部が変更された。

(2) 農業振興地域整備基本方針の作成

同法が昭和44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、昭和45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて「農業振興地域整備基本方針」が定められた（沖縄県については、昭和47年度に定められた）。

(3) 農業振興地域の指定

「農業振興地域整備基本方針」を定めた都道府県が指定する農業振興地域は、平成19年3月末現在で2,296地域存在する。農業振興地域の総面積は約1,720万haに達しており、国土面積の約45%を占めている。

(4) 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める「農業振興地域整備計画」は、平成19年3月末現在2,295の農業振興地域について策定がなされている。農用地区域の総面積は、平成18年12月1日現在約486万haに達している。そのうち農地の（耕作放棄地を除く）総面積は約408万haである。

(5) 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

ア 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として農用地区域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等、

農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

イ 制度上の優遇措置

同法の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特定事業用資産の買い換え及び交換の特例、不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

2 景 観 法

(1) 法制度及びその趣旨

景観形成のための取組は、これまで、地方自治体による自主条例や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたが、景観形成のための行為規制等の面で限界も生じている。

このような状況に対して、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、「景観法」（平成16年法律第110号）が制定された。

(2) 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、景観行政団体が、景観計画を定める。さらに、農山村地域においては、景観計画に適合して市町村が景観と調和のとれた良好な営農条件を確保する必要がある土地の区域について景観農業振興地域整備計画を定めることができる。同計画は、景観と調和した土地の農業上の利用に関する事項及び農用地・農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。同計画の区域については、景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導するための市町村長の勧告制度のほか、NPO法人等も農地の利用権を取得し管理できるよう、農地法の特例等の措置が講じられている。

3 農地転用の状況

農地及び採草放牧地の転用面積は、昭和48年をピーク（67,720ha）に昭和49、50年に大幅な減少に転じ、昭和51年以降はほぼ横ばい（3万ha前後）で推移してきたが、平成13年は農地法第4、5条許可・届出、農地法第4、5条該当以外及び農業経営基盤強化促進法該当とも前年を下回り、農地転用面積では初めて2万haを下回った。平成18年には、1万6,959ha（対前年比99.8%）、採草放牧地では42.0haとなっている。

(1) 用途別の農地転用面積

農地転用面積の用途別構成をみると、「住宅用地」が31.1%、「その他の業務用地」が32.3%、「道水路・鉄道用地」が10.5%で、これら三者で全体の73.9%を占

める。

(2) 転用主体別の農地転用面積

農地転用面積を転用主体別にみると、全体では「その他の法人・団体」(39.6%)、「農家以外の個人」(30.3%)、「農家」(15.9%)でほとんど(計85.7%)を占めているが、農地法第4、5条該当以外(農業経営基盤強化促進法該当を除く)では「地方公共団体」(38.7%)、「国」(19.6%)、「農家以外の個人」(19.4%)となっている。

第3節 農業農村整備事業等の推進

1 概 説

(1) 農業農村整備事業実施概要

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)の基本理念である、食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の実現を図るため、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

このため、平成19年度においては、水利ストックの有効活用、農業の構造改革に資する基盤整備、食と暮らしにおける安全・安心の確保に重点を置き、計画的かつ効率的に実施している。

(2) 土地改良長期計画

平成15年度から19年度までの5箇年間を計画期間とする新たな土地改良長期計画が平成15年10月10日に閣議決定された。

新たな計画は、食料・農業・農村基本法の制定や土地改良法等を踏まえ、平成18年度までの第四次計画を途中で打ち切り新たに策定したものであり、社会経済情勢の変化に機動的に対応できるよう計画期間を10年から5年に短縮している。

新たな計画では、農業者のみならず、消費者を含む国民全体に対する成果を念頭に、「いのち」、「循環」、「共生」の観点から、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に農業農村整備を実施することとしており、従来の「事業費」を内容とした計画を改め、「達成される成果」に重点を置いた計画としている。

また、本計画に基づき各施策を実施するに当たっては、施策連携の強化、既存ストックの有効活用、地域の特性に応じた整備、多様な主体の参加の促進、事業評価の厳正な運用と透明性の確保、工期管理とコスト縮減の観点を踏まえて、効率的かつ効果的に事業を実施することとしている。

計画期間内における、政策目標ごとの目指す主な成

果及び事業量は次の通りである。

ア 農用地総合整備事業

(ア) 意欲と能力のある経営体の育成

a 目指す主な成果

農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

b 事業量

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積を条件として、約13万haの農地において整備を実施

(イ) 総合的な食料供給基盤の強化

a 目指す主な成果

水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備の実施により対象農地における耕地利用率を105%以上に向上

b 事業量

約6.9万haの農地において、区画整理や暗きよ排水等の整備による水田の汎用化を実施

(ウ) 循環型社会の構築に向けた取組

a 目指す主な成果

- ・家畜排せつ物のたい肥化等による年間処理量を計画期間内に約280万トン増加
- ・農業集落排水汚泥のリサイクル率を計画期間内に45%(H14)→55%(H19)に向上

b 事業量

- ・家畜排せつ物等をたい肥、エネルギー等として利活用するための施設の整備を約120地区において実施
- ・農村地域における資源循環の促進を図るため、農業集落排水汚泥のリサイクルを約940地区で新たに実施

(エ) 自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造

a 目指す主な成果

田園自然環境の創造に着手した地域を約500地域(H14)→約1,700地域(H19)に増加

b 事業量

水路やため池の改修に当たり生態系を保全する工法を積極的に取り入れるなど田園自然環境の創造に向けた整備を実施

(オ) 個性ある美しいむらづくり

a 目指す主な成果

- ・污水处理人口普及率を76%(H14)→86%(H19)に向上
- ・農業集落排水処理人口普及率を39%(H14)

→52% (H19) に向上

b 事業量

農業集落排水施設の整備を約1,600地区において実施

イ 基幹農業用排水施設整備事業

安定的な用水供給機能等の確保

a 目指す主な成果

基幹的農業用排水施設が有する延べ250万haの農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

b 事業量

基幹的農業排水施設について、施設の長寿命化を図りつつ、施設ごとの更新整備を計画的かつ機動的に実施

ウ 防災事業

農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成への貢献

a 目指す主な成果

湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積を約100万ha (H14) →約76万ha (H19) に縮減

b 事業量

それぞれの土地条件に応じて必要な農地防災、農地保全等の各種防災事業を約4,500地区で総合的に推進

2 農業生産基盤整備事業

(1) 基幹農業用排水施設の整備

ア 事業の種類

基幹農業用排水施設等の整備を目的とする事業には、国営かんがい排水事業及び都道府県営かんがい排水事業がある。国営事業では受益面積おおむね3,000ha以上(畑地帯では1,000ha以上)、都道府県営事業では受益面積おおむね200ha以上(畑地帯では100ha以上)にわたる土地の基幹農業用排水施設の整備を行う。国営及び都道府県営事業は、さらに、事業の内容、性格等により予算上区分して実施している。

国営事業の国庫負担率は2/3～70% (北海道・離島75～85%、沖縄90～95%、奄美90%)となっている。また、都道府県営事業の国庫負担率は50～80%となっている。

イ 平成19年度における整備の目標

新たな長期計画において、基幹農業用排水施設整備事業については、既存ストックを有効活用するとともに、畑地における農業用排水施設の整備を

行うこと等により安定的な用水供給機能及び排水条件の確保を図ることとしている。

したがって、平成19年度における事業の実施に当たっては、基幹農業用排水施設整備等、本来の趣旨に従って、引き続き事業効果の早期発現に配慮するとともに、地区別の事情を十分に把握し、着実な推進を図った。

ウ 事業実施の状況

基幹農業用排水施設の整備は、国営かんがい排水事業、都道府県営かんがい排水事業及び水資源機構事業に分かれて実施されている。このうち、国営及び都道府県営かんがい排水事業の平成19年度事業実施額は2,252億円で、事業種別の実施額及び地区数は表1のとおりである。

(ア) 国営かんがい排水事業

平成19年度における継続地区は、本州66地区、北海道34地区、沖縄2地区の計102地区で、これらの地区においては平成18年度に引き続いて事業の推進を図った。そのうち、本州3地区、北海道4地区、計7地区は事業を完了した。

また、19年度においては、新たに本州1地区、北海道6地区計7地区の新規着工を行った。(表2)

(イ) 都道府県営かんがい排水事業

基幹農業用排水施設の整備事業として都道府県営かんがい排水事業を実施している。

また、国営又は都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の有効活用の観点から、施設の長寿命化を図るため、施設の機能診断、機能保全計画の作成、計画に基づく対策工事を一貫して行う基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施している。

平成19年度においては、継続地区494地区の事業を推進するとともに、このうち44地区を完了し、また、新たに220地区について着工した。

エ 水資源機構事業

水資源機構事業は、水資源の総合的な開発と利用の合理化を図るため、「水資源開発促進法」(昭和36年法律第217号)に基づいて、水資源開発水系に7水系(利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川)が指定されている。その各水系毎に水資源開発基本計画が策定されており、(独)水資源機構は、「独立行政法人水資源機構法」(平成14年法律第182号)に基づき、農業用水等の確保などに資する施設の改築及び管理を一貫して実施している。

建設事業(農業用水関係分)においては、平成19

表1 19年度基幹農業用排水施設整備の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
国営かんがい排水 (一般型)	(131,756,074) 157,345,000 (131,756,074)	66	(3)	1	3	75	34	(4)	6	2	42	2	(-)	0	-	2
かんがい排水 国営造成土地改良施設整備	154,265,000 3,080,000	61	(2)	1	3	65	26	(3)	3	2	31	2	(-)	0	-	2
直轄明渠排水 (特別型)	2,540,000 (-)	-	(-)	-	-	-	2	(0)	-	-	2	-	(-)	-	-	-
かんがい排水 土地改良調査計画費	- 135,376	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-
補助かんがい排水	(35,641,000) 67,722,905	234	(37)	202	-	436	14	(2)	13	-	27	26	(5)	5	-	31
かんがい排水 一般型	(31,641,000) (29,360,375)	234	(37)	20	-	254	14	(2)	3	-	17	26	(5)	4	-	30
広域農業基盤緊急整備型	(128,625) 257,250	183	(24)	13	-	196	10	(1)	2	-	12	26	(5)	4	-	30
排水対策特別型	(2,152,000) 4,304,000	2	(1)	-	-	2	-	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-
基幹水利施設ストックマネジメント	(4,000,000) 8,019,659	49	(12)	7	-	56	4	(1)	1	-	5	-	(-)	-	-	-

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む。
 2 実施額の上段()は国費、下段は事業費。
 3 完了地区には、次年度から施設機能監視制度へ移行する地区を含む。
 4 「国営かんがい排水」の中には、「国営農業用水再編対策等」を含む。
 5 「国営かんがい排水」の実施額には、施設機能監視分を含まない。

表2 平成19年度国営かんがい排水事業完了地区及び新規地区

事業名	地帯名	完了地区	新規着工地区	新規全体実施計画地区
かんがい排水	農林水産省	江合川 岩木川左岸(一期)	沖永良部	中津山
	北海道	いしかり 幌進(一期) 別海	江別南 上音更 別海西部	
国営造成土地 改良施設整備	農林水産省	神崎川下流		

年度事業費210億9,799万円(うち当省補助金額90億9,400万円)をもって、豊川用水二期、印旛沼開発施設緊急改築、群馬用水施設緊急改築及び両筑平野用水二期の継続4地区を実施した。

また、管理事業(農業用水関係分)においては、平成19年度事業費105億5,183万円(うち当省補助金額22億2,200万円)をもって、群馬用水、利根導水路、埼玉合口二期、印旛沼開発、成田用水、北総東部用水、東総用水、霞ヶ浦用水、木曾川用水、三重用水、香川用水、両筑平野用水、筑後川下流用水、愛知用水及び豊川用水の継続15地区の施設の管理を実施し

た。

(2) 水田地帯の整備

ア 経営体育成基盤整備事業

本事業は、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、農地の利用集積や経営体の育成、生産基盤整備の目標等を定めた基盤整備関連経営体育成等促進計画を策定し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施するものであ

る。

受益面積がおおむね20ha以上で、経営体への経営等農用地面積のシェアの増加及び認定農業者の一定割合以上の増加が図られることが確実である地区について、国庫補助率50%（沖縄75%、離島55%、奄美60%）で実施した。

平成19年度においては、米政策改革の一層の推進のため、地域の主体性を活かした営農展開に資する緊急的な条件整備を行う「地域水田農業再編緊急整備事業」や、基盤整備を契機として農業生産法人等を緊急的に育成する「農業生産法人等育成緊急整備事業」を創設した。

イ 水田農業振興緊急整備事業

本事業は、水田における麦・大豆等の土地利用型作物が一定規模以上作付けされる地域を対象に、きめ細かい排水対策と土づくり対策等を機動的・緊急的に実施するもので、農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理のうち2以上の事業の受益面積の合計がおおむね20ha以上で、米の計画的生産外の面積（生産調整面積）のおおむね5割以上、もしくは裏作の場合は地区の水田面積の3割以上に麦・大豆等の作付けが確実である地区について、国庫補助率50%で実施した。

平成19年度における「経営体育成基盤整備事業(地域水田農業再編緊急整備事業、農業生産法人等育成緊急整備事業等を含む)」、「水田農業振興緊急整備事業」の実施状況は表3のとおりである。

表3 経営体育成基盤整備事業、水田農業振興緊急整備事業の実施状況

	(単位：千円)	
	地区数	予算額
経営体育成基盤整備事業	918	74,600,000
水田農業振興緊急整備事業	6	202,000

(3) 基盤整備を契機とした担い手育成対策等

経営体育成促進事業

本事業では、経営体育成基盤整備事業等のハード事業の完了時まで、事業地区の農用地面積に占める担い手の経営等農用地面積が一定以上増加することを要件に、農林漁業金融公庫等が土地改良区等に対し農家負担金の一部について無利子資金の貸付けを実施している。

(4) 畑地帯の総合整備

我が国の畑地面積は、約213万haであり、全耕地面積の約45%を占めているが、その土地基盤整備は水田に比べれば遅れている。

一方、我が国の食料消費構造は、高品質化、多品目化等多様化しており、野菜、果実、家畜物等への需要が増大している。

さらに、農作物の自由化に備え畑作経営の安定を図ることが緊急の課題となっている。

このような情勢に対処し、畑作物の経済的かつ安定の供給を図るため、畑地帯の生産基礎を整備することが緊要である。このため、国営、県営による畑地帯のかんがい施設の整備、農道の整備、区画整理等の各種事業を総合的に実施する総合整備事業を積極的に推進している。

また、平成19年度における実施事業の実績及び地区数は表4のとおりであり、総額657億円の事業を実施した。

ア 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）

(ア) 概説

集落単位を基本とし、農地利用の流動化の促進の前提条件となるほ場条件の均質化を図る効率的な基盤整備と担い手の経営安定のための生産環境整備等を総合的に行うため、平成19年度においては、新規6地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

a 内 容 農業用排水施設、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備（暗きょ排水、農用地造成、土層改良、農用地の保全）、営農用水施設、農業集落環境管理施設、交換分合、農業経営高度化支援等

b 実施主体 都道府県

c 採択基準 ・受益面積20ha(北海道100ha、離島・沖縄・奄美10ha)以上
・担い手の経営する農地の利用集積が一定要件以上図られることが確実であること。

d 補助率 50～75%

イ 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）

(ア) 概説

畑作農業経営の体質強化を目的に、担い手の生産合理化を図るために必要な生産基盤整備と生産集落環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営の安定に資する畑地帯整備を総合的に行うものであり、平成19年度においては、新規36地区を採択して事業を推進している。

(イ) 事業の仕組み

a 内 容 農業用排水施設（単独で行う施

表4 19年度畑地帯総合整備事業の実施状況

事業名	実施額 (千円)	実施地区数														
		農林水産省					北海道					沖縄				
		継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計	継続	うち完了	着工	全計	計
畑地帯総合整備	(35,032,670)	261	(40)	23	—	284	71	(13)	16	—	87	19	(1)	3	—	22
担い手育成型	(19,698,000)	146	(22)	6	—	152	21	(7)	—	—	21	10	(1)	—	—	10
担い手支援型	(14,542,570)	104	(12)	17	—	121	50	(6)	16	—	66	9	(—)	3	—	12
一般型	(792,100)	11	(6)	—	—	11	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—
	1,575,000	11	(6)	—	—	11	—	(—)	—	—	—	—	(—)	—	—	—

(注) 1 農林水産省には、離島、奄美を含む

2 実施額の上段()は国費、下段は事業費

設整備事業を含む)、農道、区画整理及びこれらと密接に関連したその他基盤整備(暗きょ排水、土層改良(単独で行う土層改良事業を含む)、農用地造成、農用地の保全)、営農用水施設(単独で行う営農用水事業を含む)、農業集落環境管理施設、農業集落道、交換分合等

- b 事業主体 都道府県
- c 採択基準
 - ・受益面積30ha(沖縄及び奄美20ha)以上
 - ・担い手の受益農家戸数に占める割合又は、担い手の経営面積の受益面積に占める割合が10%以上
- d 補助率 都道府県営：50～75%

(5) 国営農用地再編整備事業

国営農用地再編整備事業は、農業の生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、農業における基本的な生産手段である農用地(既耕地)と未墾地を併せた再編整備、農用地の造成等を行うものである。事業種別の実施状況は表5

のとおりである。

本事業は、広範にわたる地域を対象とした区画整理と開畑の一体的な実施等の生産基盤整備を通じて、生産性の向上や地域農業の展開方向に即した農業構造の実現、農業的土地利用と非農業的土地利用の秩序化を図るとともに、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。この事業は、平場農業地域を対象とする一般型と中山間地域を対象とする中山間地域型に区分されるが、一般型については、平成12年度に事業制度を廃止し、経過措置により事業を実施している。

平成19年度の実施地区数は、継続5地区(農林水産省3、北海道2)、新規1地区(北海道1)である。

(6) 国営干拓事業

干拓事業は、海又は湖沼を堤防で締切り干陸することにより新たに優良農地を造成する事業である。

ア 特別会計(一般型・特別型)

国営干拓事業は、一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金によって事業実施されており、借入金およびその利息は、一般型では事業実施の翌年度から、特別型では事業完了後地元負担金として徴収することになっている。

平成19年度における特別会計予算額の事業区別内

表5 農用地再編整備事業の実施状況

	地区数				実施額(千円)	
	継続	うち完了	新規	計	事業費	国費
国営農地再編整備事業	5	(1)	1	6	6,340,000	5,275,561
農林水産省	3	(1)	—	3	2,390,000	2,033,706
北海道	2	(—)	1	3	3,950,000	3,241,855

訳は表6のとおりである。

表6 国営干拓事業特別会計予算事業区別内訳

		(単位：千円)	
事業区別	地区数	予算額	
一般型	2	6,900,000	
特別型	—	—	
計	2	6,900,000	

(7) 緑資源機構事業

ア 緑資源機構の経緯等

緑資源機構は、平成11年10月に農用地整備公団の業務を森林開発公団に継承し、緑資源公団と改称して設立され、平成15年10月に独立行政法人緑資源機構となったものであり、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資するため、水源林造成事業、緑資源幹線林道事業、農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び海外農業開発事業等を実施している。

緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成19年度限りで廃止(「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」(平成20年法律第8号))され、その業務の一部は、(独)森林総合研究所及び(独)国際農林水産業研究センターに承継された。

イ 業務内容

緑資源機構の農業生産基盤整備関係事業としては、農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業を実施した。

農用地総合整備事業は、農業的土地資源に恵まれ、農業構造改善の必要があり、外部インパクト等を活用して生産性の高い農業生産地域を形成することが可能な地域において、農用地の整備と土地改良施設の整備を一体として総合的かつ集中的に実施するもので(農用地整備面積150ha以上かつ土地改良施設整備の受益面積が1,000ha以上)ある。補助率は、工種毎に内地40%~2/3(北海道40~80%以内)の補助率を基礎とする総合補助率である。

特定中山間保全整備事業は、中山間地域の森林と農用地が混在する地域では、必要な施業が行われていない森林や耕作放棄地が増加しており、森林及び農用地のもつ公益的機能の低下が下流の都市部にも影響することが懸念されている。このため、本事業では、水源林造成の指定地域であって、地勢条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行い、水源かん養をはじめとした公益的機能の維持増進を

図る。補助率は55%以内(基幹農林道は2/3以内)である。

なお、上記の2事業は、緑資源機構の廃止に伴い、業務を承継する森林総合研究所が、現在実施中の事業区域の完了まで実施したうえで、廃止することとされている。

ウ 業務の実施状況

(ア) 農用地総合整備事業

平成19年度の実施区域数は、継続7区域である。

(イ) 特定中山間保全整備事業

平成19年度の実施区域数は、3区域(継続1区域、新規着工1区域、新規全体実施設計1区域)である。

なお、平成19年度における実施状況は、表7のとおりである。

表7 19年度緑資源機構事業の実施状況

(単位：千円)			
事業名	区域数	事業費	国費
緑資源機構事業	10	22,948,000	15,738,000
農用地総合整備事業	7	20,148,000	13,788,000
特定中山間保全整備事業	3	2,800,000	1,950,000

(8) 土地改良調査計画

平成19年度においては、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するため、国営等調査及び地域整備方向検討調査等を行うとともに、長寿命化に配慮した更新整備計画や環境・景観配慮のための基本的方針等の策定を行う広域基盤整備計画調査を実施した。また、土地改良事業の環境配慮を推進するための新たな調査計画手法の検討等を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表8のとおりであり、平成19年度に国営等調査を実施した地区は表9のとおりである。

3 農村整備事業

(1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村の生活環境の改善に資するために実施している。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地への輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このよ

表8 19年度土地改良調査計画費

事 項	(単位：千円)		
	農林水産省	北 海 道	沖 縄
土地改良調査計画費 (農 地)	10,430,346	2,631,888	624,069
農業基盤整備基礎調査費	266,109	21,930	8,660
農業水利ストック有効活用情報整備調査費	66,000	9,000	2,000
広域基盤整備計画調査費	275,000	85,000	—
地域整備方向検討調査費	560,000	312,000	24,000
国営地区調査費	660,000	540,000	168,000
事業計画管理地区調査費	121,400	9,700	6,075
広域農業基盤整備管理調査費	3,648,638	1,495,202	274,854
都道府県営事業地区計画費	30,000	6,000	—
計画技術指針作成調査費	140,320	7,950	5,200
農業水利基本調査費	92,489	6,938	1,573
地下水調査費	69,900	3,500	70,000
土地利用計画調査費	33,485	1,094	421
農村整備・活性化基本調査費	80,731	7,800	7,800
農村基本資源調査費	28,000	—	—
農業農村整備事業計画検討調査費	116,060	5,000	—
農業生産基盤整備推進調査費	67,000	11,300	—
農村整備推進調査費	24,500	7,000	—
農村振興整備状況調査費	26,613	—	—
農村振興目標・方策調査費	15,210	—	—
多面的機能維持増進調査費	50,000	—	—
地すべり調査費	95,000	5,000	—
農村環境保全調査費	262,233	25,700	1,700
技術調査費	3,044,358	18,986	52,544
事業実施調査費	522,765	13,160	—
土地改良事業等推進調査費	35,389	35,731	272
土地改良施設管理調査費	38,385	3,017	500
機構事業推進調査費	2,269	880	—
補助事業審査指導費	49,492	—	470
土地改良専門技術者育成対策費	9,000	—	—

表9 19年度国営等地區調査の実施状況

区 分	農林水産省				北 海 道				沖 縄			
	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了	継続	新規	計	完了
かんがい排水地区	7	3	10	1	3	2	5	1	2	—	2	1
かんがい排水 直轄明渠排水	7	3	10	1	2	2	4	1	2	—	2	1
総合農地防災地区	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—
農地再編整備地区	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—
《国営地区計》	—	—	—	—	5	1	6	2	—	—	—	—
特定中山間保全整備地区	7	4	11	2	8	4	12	3	2	—	2	1
《国営等地區合計》	7	4	11	2	8	4	12	3	2	—	2	1

うに農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業

(広域営農団地農道型)

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となって

行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上である。事業費の50%（「水源地域対策特別措置法」及び「北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法」に基づく地域で行うものは55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎

地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものでは採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業

(アクセス機能強化農道型)

広域営農団地育成対策の一環として、既設の広域営農団地農道に連絡する農道であって、インターチェンジその他の物流拠点へのアクセスを改善する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員がおおむね5m以上、新たにインターチェンジその他の物流拠点が整備された地域であることとなっている。事業費の50%〔「水源地域対策特別措置農法」及び「北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法」に基づく地域で行うものは55%〕の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものは採択要件が緩和されている。

ウ 広域営農団地農道整備事業

(中山間活性化ふれあい支援農道型)

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長がおおむね3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものであることとなっている。事業費の50%〔「水源地域対策特別措置法」及び「北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法」に基づく地域で行うものは55%〕の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

エ 一般農道整備事業

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものは採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良 ((イ)~(オ)以外)

(イ) 既設農道の舗装整備

(ウ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯等における農道網の一体的整備

(エ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農業集落を結ぶ農道の新設または改良

(オ) 振興山村、過疎地域、または半島振興対策実施地域において国営農地再編整備事業（中山間地域型）と一体的に行う農道整備事業

オ 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全面からの更新整備や、農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行う事業である。採択要件は受益面積の合計が50ha以上、総事業費が3千万円以上、財源は事業費の45%（北海道及び離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

カ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となって行う農道整備事業である。通称「農免農道」と呼ばれている。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、総事業費が1億円以上、車道幅員がおおむね4m以上となっている。

なお、北海道、沖縄県、離島、奄美群島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域または急傾斜地帯で行うものは採択要件が緩和されている。

財源は事業費の50%（北海道及び離島55%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

平成19年度における農道整備事業の実施状況は表10のとおりである。

表10 平成19年度農道整備事業の実施状況

(単位：千円)

事業区分	地区数	国費額
広域営農団地農道整備事業	120	12,530,000
一般農道整備事業	188	6,040,000
農免農道整備事業	243	1,959,000

(2) 農村総合整備事業

ア 集落基盤整備事業

本事業は、都市近郊地域等における農地のスプロール的かい廃による農業生産性及び土地利用の効率性の低下を防止するため、都道府県又は市町村により、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住条件の整備及び農村地域の交流基盤の整備を一体的に実施するものである。平成19年度実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国費 287百万円

イ 集落地域整備統合補助事業

本事業は、農村における適正な土地利用に留意し健全な農村地域社会を建設するため、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村、土地改良区等により、農業集落を単位とした農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 1,234百万円

ウ 地域開発関連整備

(ア) 土地利用秩序形成型

本事業は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成等により、農業を含めた地域の開発・振興を図るため、土地利用調整計画に従い、非農業的土地利用と調整を図りつつ、ほ場整備を実施することにより、優良農用地の確保と非農用地の創設を行うものである。

(イ) 地域整備関連促進型

本事業は、地域の活性化に資すると認められる構想と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤の整備を総合的に実施することにより、これらの構想等の円滑な推進と農業の生産性の向上を図るものである。

上記(ア)、(イ)を合わせた、地域開発関連整備の平成19年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 12 国費 498百万円

(3) 農村振興総合整備事業

ア 農村振興総合整備事業

本事業は、地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、都道府県により、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備等を総合的に実施するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 73 国費 5,049百万円

イ 農村振興総合整備統合補助事業

本事業の実施内容は、上記アの事業と同一であるが、市町村、土地改良区等が行う場合を対象に統合補助事業として実施するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 1,594百万円

ウ 美しい村づくり総合整備事業

本事業は、活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しい村づくりを実現するため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画により、農業生産基盤と生活環境等の総合的な整備を実施するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 1 国費 700百万円

エ 村づくり交付金

本交付金は、地域の創造力を活かせるよう、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、市町村の提案による事業も含めた農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施するものである。

平成18年度には、農業集落排水施設の整備を単独で実施できることとした。平成19年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 31 国費 25,000百万円

(4) 田園整備事業

ア 田園空間整備事業

本事業は、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等多面的機能を再評価し、農村地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した整備等を総合的にを行い、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生の推進に資するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 18 国費 1,260百万円

イ 田園交流基盤整備事業

田園空間整備事業と併せて、農村の活性化に資する集落間の連絡に必要な農業集落道等の交流基盤の整備を行うものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 6 国費 546百万円

(5) 地域用水環境整備事業

農業用水は、農業生産のための機能のほかに、生活、防火、消流雪、水質浄化用水、景観・生態系の保全など多面的な機能(地域用水機能)を有している。このような地域用水機能は、国民の価値観の変化や農村地域における混住化等の進展の中で、地域住民への憩いと安らぎの空間の提供等、その一層の発揮が求められ

てきている。

本事業は、農業水利施設の適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即して地域用水機能を適切に発揮させていくための以下の整備を行うものである。

ア 地域用水環境整備事業

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持・増進を図るための施設の整備を実施。なお、市町村等が行う場合は、統合補助事業として実施するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 92 国費 2,255百万円
新規採択地区数 12 新規採択総事業費 30億円

イ 歴史的施設保全事業

文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施するものである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

実施地区数 1 国費 16百万円

(6) 農業集落排水事業

近年の農村社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。これを受け、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業が発足した。

平成18年度には、新規整備の対象地域を沖縄県や離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく指定地域に限定し、それ以外の地域は市町村の自主性と裁量性の拡大を目指して、村づくり交付金で実施することとした。

国庫補助率は50%（内地、北海道、離島）、60%（奄美）及び75%（沖縄）であり、平成19年度の実施状況を以下に示す。

新規採択地区数 57 国費 18,846百万円

(7) 中山間地域総合整備事業等

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資す

るために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村。

国庫補助率は、55%（北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%）で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。平成19年度の実施状況を以下に示す。

・中山間地域総合整備事業

実施地区数 373地区 国費 30,467百万円

・農地環境整備事業

実施地区数 25地区 国費 1,042百万円

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設における自然災害の発生の未然防止又は土壌汚染・農業用水汚濁の除去、もしくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業であり、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

(目) 国営総合農地防災事業費

(目) 直轄地すべり対策事業費

(目) 農地防災事業費補助（防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助）

(目) 農地保全事業費補助（地すべり対策、農地保全整備事業費補助）

(目) 農村環境保全対策事業費補助（水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈下対策、総合農地防災事業費補助）

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助（中山間地域総合農地防災事業費補助）

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉍毒対策事業費補助

これらの事業は、「土地改良法」（昭和24年法律第195号）、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づくほか、事業の実施については、「農地防災事業実施要綱」（40年12月24日40農地D第1829号）、「農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱」（42年3月8日42農地D第24号）、「公害防除特別土地改良事業実施要綱」（47年1月11日46農地D第808号）及び「国営総合農地防災事業実施要綱」（元年7月7日元構改D第486号）

表11 19年度農地防災等事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数				
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	全 計	計	完 了
国営総合農地防災事業	47,962,000	36,911,000	20	3	2	25	2
直轄地すべり対策事業	1,800,000	1,800,000	2	0	0	2	0
農地防災事業							
防災ダム事業	4,301,743	2,329,000	34	9	0	43	10
ため池等整備事業	39,838,144	20,873,000	654	245	0	899	306
湛水防除事業	31,819,166	16,524,000	175	13	0	188	36
農地保全事業							
地すべり対策事業	11,650,880	6,086,000	232	32	0	264	60
農地保全整備事業	6,351,743	3,948,000	83	16	0	99	35
農村環境保全対策事業							
水質保全対策事業	3,566,629	2,446,000	31	7	0	38	8
公害防除特別土地改良事業	2,974,870	1,595,000	9	31	0	40	25
地盤沈下対策事業	6,554,761	3,713,000	30	3	0	33	3
総合農地防災事業	4,241,237	2,388,000	20	1	0	21	0
中山間総合整備事業							
中山間地域総合農地防災事業	3,430,027	1,978,000	43	8	0	51	8
農業用施設災害関連事業							
鉍毒対策事業	0	0	0	0	0	0	0
計	164,491,200	100,591,000	1,333	368	2	1,703	493

等に基づいて計画的に行われている。

平成19年度における各事業の実施状況は、表11のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

土地改良事業によって造成された農業水利施設は、農業生産を支える基本的施設であるとともに、生態系や景観の形成などの多面的機能を発揮する重要な社会共通資本である。

今日、これらの農業水利施設は、ダムなどの基幹施設から末端の農業用排水施設に至るまで膨大なストックを形成していることから、効率的な更新整備や保全管理を充実していくことが重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業であり、平成19年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業であり、平成19年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業であり、平成19年度は32地区で実施した。

(エ) 国営造成水利施設保全対策指導事業

国営事業により造成された基幹的施設を対象に、機能診断及び予防保全基本計画の策定を国が行う事業であり、平成19年度は451施設で実施した。

(オ) 国営造成水利施設保全対策推進事業

施設の保全に係る権利の設定及び更新を国が行う事業であり、平成19年度は6地区で実施した。

(カ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業であり、平成19年度は29地区で実施した。

(キ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業であり、平成19年度は262地区で実施した。

表12 19年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
直轄海岸保全施設整備事業	3,700,000	3,700,000	3	0	3	0
海岸保全施設整備事業	9,303,396	4,884,300	101	4	105	13
海岸環境整備事業	936,000	312,000	11	0	11	3
津波・高潮危機管理対策緊急事業	741,800	370,900	—	—	—	—
計	14,681,196	9,267,200	115	4	119	16

イ 土地改良施設技術管理事業等

(ア) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設等を管理する土地改良区等の管理体制整備を行う事業であり、平成19年度は260地区で実施した。

(イ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業であり、全土連が実施した。

(ロ) 基幹水利施設管理技術者育成支援事業

安全性の向上や技術的進展に的確に対応した管理技術の向上を図るため、指導・援助及び研修等を実施する事業であり、平成19年度は28地区で実施した。

(ハ) 新農業水利システム保全対策事業

農業構造改革と多様な水田営農を進めるため、農業水利施設における水利用の効率化、施設管理の省力化を実現する「農業水利システム保全計画」と「管理省力化施設整備事業」等を併せて行うものであり、平成19年度は468地区で実施した。

実施状況 (19年度)

	予算額 (千円)
直轄管理事業	1,152,455
広域農業水利施設総合管理事業	863,634
国営造成水利施設保全対策指導事業	1,800,000
国営造成水利施設保全対策推進事業	133,700
国営造成施設県管理補助事業	1,170,000
基幹水利施設管理事業	1,555,000
国営造成施設管理体制整備促進事業	2,771,871
土地改良施設安全管理推進事業	20,000
基幹水利施設管理技術者育成支援事業	238,129
新農業水利システム保全対策事業	3,667,000

5 海 岸 事 業

「海岸法」(昭和31年法律第101号)に基づく海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水

又は地盤の変動による被害から農地を保全するため、堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良等を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、津波・高潮危機管理対策緊急事業により、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を実施した。平成19年度における海岸保全事業の実施状況は表12のとおりである。

6 災 害 復 旧 事 業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没、あるいは河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)、農地保全に係る海岸、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な経費が不足した場合は補正予算等により措置されている。

(2) 新規災害

平成19年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表13のとおりである。

表13 19年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄	1	120,000
農 地	13,896	18,310,084
農 業 用 施 設	12,832	33,251,516
海 岸 保 全 施 設 等	56	1,432,000
計	26,785	53,113,600

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害が激甚災害として指定され特別の助成措置を行った。

ア 平成19年6月11日から7月17日までの間における豪雨及び暴風雨（8月10日指定 政令第260号）

イ 平成19年8月2日から同月4日までの間の暴風雨（9月20日指定 政令第295号）

また、局地的に激甚であった災害については、市町村を単位として政令で局地激甚災害が指定され、特別の助成措置を行った。

なお、従来は、公共土木施設関係及び農地等関係については、年度末に一括して局地激甚災害の指定がなされてきたが、平成19年に指定基準が改訂され、早期に局地激甚災害の指定を行うこととされたことにより、能登半島地震及び中越沖地震が早期に局地激甚災害として指定された。

新規発生災害の平成19年度における事業の実施状況は、表14のとおりである。

表14 19年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	31,650	31,650
農 地	5,301,419	4,803,086
農 業 用 施 設	11,195,487	10,512,562
海 岸 保 全 施 設 等	297,750	212,842
計	16,826,306	15,560,140
農 業 用 施 設 関 連	3,860	2,458
農 地 災 害 関 連 区 画 整 備	0	0
海 岸 保 全 施 設 等 関 連	0	0
災 害 関 連 農 村 生 活 環 境 施 設	4,987,643	3,845,473
災 害 関 連 緊 急 地 す べ り	0	0
計	4,991,503	3,847,931
合 計	21,817,809	19,408,071

(3) 過 年 災 害

平成18年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち平成18年度に完了しな

かったものの、平成19年度における事業の実施状況は、表15のとおりである。

表15 19年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄		
農 地	18年災 45,887	45,887
農 業 用 施 設	16年災 120,538	112,221
	17年災 29,441	26,909
	18年災 1,058,202	956,615
農 業 用 施 設	16年災 171,659	164,621
	17年災 303,632	287,843
	18年災 2,719,771	2,583,782
海 岸 保 全 施 設 等	17年災 10,285	7,837
	18年災 444,756	311,321
農 業 用 施 設 関 連	18年災 33,621	29,082
農 地 災 害 関 連 区 画 整 備	16年災 699	534
海 岸 保 全 施 設 等 関 連	18年災 564,000	282,000
災 害 関 連 農 村 生 活 環 境	18年災 16,906	8,453
計	5,519,397	4,817,105

7 その他の事業

(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

本交付金は、「農山漁村活性化法」（平成19年5月16日法第48号）に基づき実施される交付金である。

定住や地域間交流を促進することによって農山漁村地域の活性化を図るため、地方自治体が地域の自主性と創意工夫による計画を作成し、国はその実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援する。

支援対象については、以下の通りである。

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業
- ④ その他農林水産省令で定める事業
- ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

事業実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体

等が出資する法人、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者、NPO法人等

交 付 率：定額(1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3以内 等)

予 算 額：34,088百万円の内数

(2) 地域バイオマス利活用交付金

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を本事業によって支援した。

平成19年度予算額 14,346百万円の内数

(3) バイオ燃料地域利用モデル実証事業

我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すため、輸送用の石油燃料に代替又は混合可能な燃料として導入が見込まれるバイオエタノール及びバイオディーゼル燃料を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組を本事業によって支援した。

平成19年度予算額 8,544百万円

(4) 広域連携等バイオマス利活用推進事業

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用の取組について、広域的なバイオマス利活用システムの構築、並びにバイオマスプラスチックのリサイクルシステムや国産原材料由来のバイオマスプラスチックの定着のため、食品事業者等が行う啓発普及活動、実証試験を本事業によって支援した。

平成19年度予算額 230百万円

(5) バイオマスタウン形成促進支援調査事業

本事業によって、バイオマスタウンの早期実現に向け、地域のバイオマス利活用施設整備を推進する上で必要な技術情報の整備、経済的な新しい利活用システムの開発及び地域の人材育成などの技術的支援を強化することにより、全国展開の促進を図った。

平成19年度予算額 179百万円

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成19年度末における土地改良区及び土地改良区連合の地区数等は表16のとおりである。

表16 土地改良区等の地区数・面積

	土地改良区	同連合	計
前年度地区数	5,632	79	5,711
本年度設立地区数	39	3	42
本年度解散地区数	197	2	199
現 在 地 区 数	5,474	80	5,554
の べ 面 積 (ha)	2,765,935	307,889	3,073,824

また、土地改良事業団体連合会：48団体、都道府県土地改良事業団体連合会会員：6,752団体(うち土地改良区(土地改良区連合を含む)4,833、市町村1,723、農業協同組合等196)である(平成19年度末)。

(イ) 検査

「土地改良法」(昭和24年法律第195号)第132条に基づき、土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の検査を実施している。

毎年度の検査は、年度当初に土地改良区等の業務運営の状況及び財務の規模等を勘案して農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分した検査計画を作成し、実施している。なお、これら土地改良区等に対する検査は、原則として3年ごとに行うこととしている。

イ 水土保全強化対策事業

農村地域の都市化・混住化の進展や農業者の高齢化・後継者不足等に伴う集落機能の低下を起因とした土地改良施設管理の困難化の進展、農業構造改革の加速化・米政策改革に伴う担い手の育成と合理的な水管理・土地利用調整による農用地の利用集積の推進、土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加等、土地改良区には諸課題への的確な対応が求められている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行った。

(ア) 土地改良施設管理指導事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地

改良事業団体連合会が、土地改良施設の円滑な管理を図るために行う、土地改良施設の診断・管理指導及び土地改良区等と地域住民等が連携した施設管理に関する事業。

(イ) 土地改良換地等促進事業

全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地事務の円滑な推進を図るために行う、土地改良換地士等の技術強化のための研修及び換地事務指導並びに農用地の利用集積の技術的指導等。また、全国農業会議所、都道府県農業会議及び都道府県土地改良事業団体連合会が、交換分合による農用地集団化の推進を図るために行う、交換分合に関する啓発普及、技術指導等。

(ロ) 土地改良相談等事業

都道府県土地改良事業団体連合会が、土地改良区等の土地改良事業の事業主体に対して行う、土地改良事業に関する苦情・紛争等についての調停並びに非補助土地改良事業の推進に関する助言及び指導。また、全国土地改良事業団体連合会及び都道府県土地改良事業団体連合会が、換地に関する異議紛争について、早期解決及び未然防止を図るために行う助言及び指導。

なお、平成19年度は、5億4,960万円を計上し、上記(ア)～(ロ)の各事業に対し助成を行った。

ウ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の実施に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展し、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修は、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らが行うべきであるが、近年における農村環境等の大きな変化に即応した対策が必ずしも円滑に行われていないのが現状である。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う「土地改良施設維持管理適正化事業」と、土地改良区の統合整備に伴い必要となる土地改良施設の整備補修を行う「土地改良区統合整備連携緊急対策事業」を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、生産調整に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、当該地域の土地改良区が管理する施設についての整備改善計画

を策定し、その計画に定められた「施設改善対策事業」を実施するとともに、水田の畑地転換について一定規模以上の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する畑地転換に伴う施設改善対策事業の増嵩分に対して助成する「畑地化対策事業」を実施した。

なお、平成19年度の実施状況は、表17のとおりである。

表17 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度
年間総事業費	11,981,959	11,663,654
国庫補助額	3,682,377	3,568,748

エ 土地改良区組織運営基盤強化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施や当該事業で造成された施設の管理等、土地改良事業を推進する中核的な団体であり、今後、農村地域の環境との調和に配慮しつつ、合理的な水・土地利用の調整ときめ細かい水管理の必要性等を踏まえ、より適切かつ効率的な施設管理を行っていくことが期待されている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化や農産物価格の低迷など厳しい農業情勢等の中で、土地改良区は零細・小規模で財政基盤が脆弱化し、その役割を十分に果たせなくなっている事態が生じている。

このような実情にかんがみ、次の事業を行った。

(ア) 土地改良区等が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に対応するために必要な基本計画を策定する事業運営改革基本計画策定事業

(イ) 公募団体及び都道府県土地改良事業団体連合会に、広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地利用調整を推進するための指導体制を整備する土地改良区組織運営基盤強化推進事業

(ロ) 都道府県が策定している統合整備基本計画等に即して行う土地改良区の合併又は合同事務所の設置や、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う統合再編整備事業

(ハ) 国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織運営基盤を強化する必要のあるものについて指導を行う国営関連土地改良区整備強化対策事業

(ニ) 都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等

により農業用排水路等の維持管理に著しい支障が生じている土地改良区が、

- ① 土地改良法第56条第2項に基づく市町村等協議を実施するため、管理に要する費用の分担計画の策定等
- ② 地域住民の参画を得て行う地域環境の維持・創造に資する活動の実施及び管理作業へ地域住民が参画するための協定書の策定等
- ③ 集落管理組織の機能が低下している土地改良区が効率的な水管理システムを構築するための農業用水管理系統再編計画の策定等

を行う農業用排水路等管理組織整備推進事業
 なお、平成19年度は、2億4,140万円を計上し、上記(ア)～(オ)の各事業に対し助成を行った。

(2) 農用地等集団化

ア 換地処分の事前調整及び交換分合の実施

分散した農用地の集団化を図り、土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る上で極めて重要であるため、土地改良法に基づく区画整理等に伴う換地処分の事前調整及び農業委員会等が行う交換分合に対して助成を行った。

イ 交換分合附帯農道等整備の実施

交換分合の推進を図るため、交換分合の対象となる農用地の条件を均等化し、大型機械の導入による労働力の節減など集団化の効果を一層向上させるため、交換分合と一体の計画の下で実施する農道等の整備に対して助成を行った。

ウ 平成19年度助成額

平成19年度には、34,088百万円の内数（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）を計上して上記ア、イを行った。

(3) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、19年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表18のとおりである。

表18 管理委託実績（19年度末）

国営土地改良事業完了地区数	1,110地区
管理委託済施設数	
ダム、頭首工、揚水機場等	1,375施設
水路、道路	16,483km

(4) 融資関係

ア 農業基盤整備資金（耕地）

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表19のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は補助残資金1,515万円で前年比253.3%、非補助資金は融資実績なしで、合計1,515万円で前年比253.3%となった。

表19 19年度貸付実績額

(単位：百万円、%)

	19年度貸付実績額A	18年度貸付実績額B	A/B
農業基盤整備資金			
(耕地)	13,210	14,378	91.9
補助	9,839	11,029	89.2
県営	7,816	8,491	92.1
団体営	2,023	2,538	79.7
非補助	3,371	3,349	100.7
一般	3,371	3,349	100.7
利子軽減	0	0	0
担い手育成農地集積資金	8,679	9,757	89.0
合計	21,889	24,136	90.7

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金であり、平成5年度に創設された。

農林漁業金融公庫の貸付実績額は、表19のとおりである。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付実績額は1,722万円で前年比243.2%であった。

(5) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、国の助成により平成2年度から6年度までの5年間に1,000億円、また、UR対策として平成7年度から12年度までの6年間に新たに1,000億円の合計2,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、一定の要件を満たす地区において、負

担金の水準が一定以上の期間について、その一定額（平準化目標額）を超える部分を土地改良区等が融資機関から資金を借り入れて後年に繰り延べることにより償還の平準化を図る場合に、借入利率が無利子となるよう利子補給するものである。

平成19年度末現在で、814地区認定している。

イ 担い手育成支援事業

本事業は、一定の要件を満たす担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む地区に対して、負担金の水準が一定以上の期間について、負担金の償還利率が2.0%を超える利子相当額を土地改良区等に対し助成するものである。

平成19年度末現在で、1,691地区認定している。

ウ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成19年度末現在で、27地区認定している。

エ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成19年度末現在で、57地区認定している。

オ 平成5年度及び平成15年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度及び平成15年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象として、平成5年度及び平成15年度に特例的に措置されたものである。

このうち、特別利子補給事業については、土地改良区等が災害当年の償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利子の金額に対して利子補給するものであり、これまで、58地区に対し利子補給を行った。

カ 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

本事業は、水田・畑作経営所得安定対策の導入など力強い農業構造の実現に向けた農政改革に則し、農業の担い手への農用地の利用集積率が増加することが確実と見込まれる場合に、土地改良区等が負担する額の6分の5に相当する額を無利子で貸付けを

行うものである。

平成19年度末現在で、348地区認定している。

キ 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

本事業は、土地改良区等に対して、一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の負担金の償還利息に相当する額を助成するものである。

平成19年度末現在で、10地区認定している。

2 農業水利関係

河川法に基づく水利使用に関する協議

国土交通大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならない。

これにより、国土交通大臣は、最大取水量が毎秒1.0m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表20のとおりである。

表20 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
10	30	2	32
11	17	1	18
12	11	2	13
13	19	3	22
14	17	0	17
15	26	2	28
16	21	1	22
17	12	1	13
18	20	1	21
19	29	1	30

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。